

(別表1) 懲戒処分基準一覧

非違行為の種類	非違行為の内容	懲戒処分の種類			
		免職	停職	減給	戒告
1. 一般服務関係					
欠勤	正当な理由なく過去1年間に3日以上9日以内の間勤務を欠いた場合			○	○
	正当な理由なく過去1年間に10日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		○	○	
	正当な理由なく引き続き21日以上の間勤務を欠いた場合	○			
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				○
休暇・職免の虚偽申請	特別休暇及び職免について虚偽の申請をした場合			○	○
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			○	○
事務執行上のミス	事務を遂行する中で重大な過失を犯し、市民に多大な迷惑をかけた場合			○	○ 訓告 嚴重注意
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合		○	○	○
違法な職員団体活動	地公法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合		○		○
秘密漏えい	故意に職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
	自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	○			
	具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		○	○	○
個人情報保護義務違反	個人情報のデータを改ざん等不適切な情報処理等により、個人の人格的利益を侵害した場合。また、職務に関係なく個人情報を不正に検索し閲覧した場合	○	○	○	
コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータを職務外の目的で使用（インターネットへの不正アクセス、わいせつ文書・画像の閲覧、電子データの破壊、不正プログラム等の利用・ウイルス感染など）した場合		○	○	○
公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	○	○		
	決裁文書を改ざんした場合	○	○		
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びストーカー行為	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合		○	○	
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			○	○
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合		○	○	
	職権、情報、技術等を背景にして、本来の業務を超えて、部下、同僚又は上司に対して、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、相手及び同僚等の働く環境を悪化させた場合			○	○
上記の場合において、人格と尊厳を侵害する言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	○	○			
2. 公金等取り扱い関係					
横領	公金又は公物を横領した場合	○			
収賄・供応	職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束した場合	○			
	職務に関し関係業者等との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた場合		○	○	○
窃取	公金又は公物を窃取した場合	○			
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	○			
紛失	公金又は公物を紛失した場合			○	○
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合				○
公物の損壊	故意に職場において公物を損壊した場合			○	○
出火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした場合			○	○
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			○	○
公金又は公物等の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物等の不適正な処理をした場合			○	○
3. 公務外非行関係					
放火	放火をした場合	○			
殺人	人を殺した場合	○			

傷害	人の身体を傷害した場合		○	○	○
暴力・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった場合			○	○
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			○	○
横領	自己の占有する他人の物(公金及び市の財産を除く。)を横領した場合	○	○		
窃盗・強盗	他人の財物を窃盗した場合	○	○		
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	○			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	○	○		
賭博	賭博をした場合			○	○
	常習として賭博をした場合	○	○		
麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	○			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			○	○
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合	○	○		
痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした場合		○	○	
4. 交通事故・交通法規違反					
飲酒運転での交通事故(人身事故を伴うもの)	酒酔い運転で死亡させ、又は傷害を負わせた場合	○			
	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○			
	酒気帯び運転で傷害を負わせた場合	○	○		
	上記の場合、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○			
飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○	○	○	
	上記の場合、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○			
	人に傷害を負わせた場合			○	○
	上記の場合、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	○			
交通法規違反	酒酔い運転をした場合	○	○		
	上記の場合、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	○			
	酒気帯び運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	○	○		
同乗者等	飲酒運転であることを知りながらこれに同乗し、又は同乗しないがそれを容認した場合		○	○	
	飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合(補助)		○	○	
	飲酒運転をする意思のない他の者をそそのかし飲酒運転をさせた場合(教唆)	○	○		(飲酒運転をした者と同様の処分とする)
公務中の物損事故	《他人の物を損壊した場合》				
	過失相殺率50%以上かつ市負担額100万円以上 ※			○	○
	過失相殺率20%以上50%未満かつ市負担額100万円以上				訓告
	過失相殺率50%以上かつ市負担額30万円超え100万円未満				
	上記に満たない場合				嚴重注意
	その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○	
	《自損の場合》				
	市負担額50万円以上				○
市負担額30万円超え50万円未満				訓告	
市負担額30万円以下				嚴重注意	
その後の措置義務違反をした場合		○	○		
公務中のその他の交通事故	基本的に、公務外に準ずる。				
5. 監督責任関係					
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた場合			○	○ 訓告 嚴重注意
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		○	○	
6. その他					
その他	上記以外で国立市職員倫理規程に違反する行為があった場合		○	○	○

※ 市負担分とは、任意保険等適用後の市負担分ではなく、市が相手側に支払わなければならない費用(例:議案に上程する金額)のことである。